

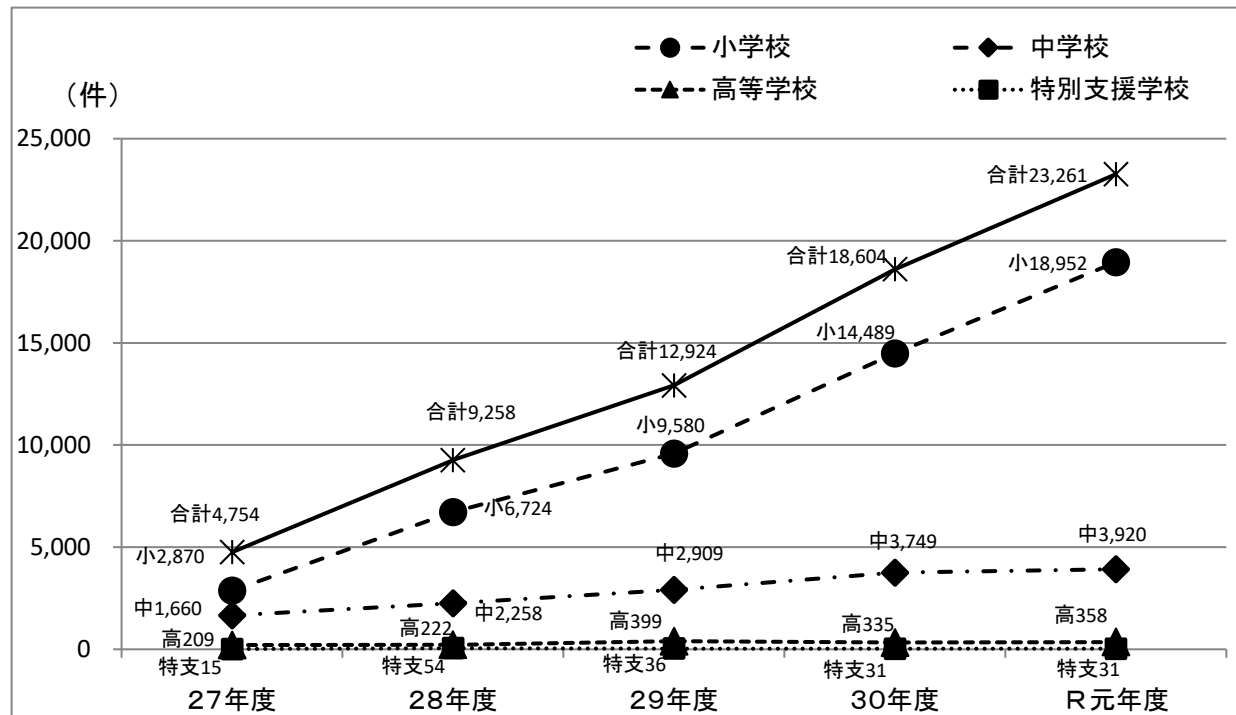
いじめの現状について

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

1 いじめの認知件数の推移 埼玉県（国公立）（単位：件）

	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
小学校	2,870	6,724	9,580	14,489	18,952
中学校	1,660	2,258	2,909	3,749	3,920
高等学校	209	222	399	335	358
特別支援学校	15	54	36	31	31
計	4,754	9,258	12,924	18,604	23,261
1,000人当たりの認知件数（埼玉県）	6.2	12.2	17.1	24.9	31.4
1,000人当たりの認知件数（全国）	16.5	23.8	30.9	40.9	46.5

いじめの認知件数の推移



2 いじめの現在の状況 埼玉県（国公立）（単位：件）

年度	解消しているもの (日常的に観察継続中)	解消に向けて取り組み中	その他	計
令和元年度	17,767	5,471	23	23,261
	76.4%	23.5%	0.1%	100%

○「いじめ認知件数」は23,261件で、前年より大幅に増加。(前年比25%増)。

○校種別では、「小学校」での認知件数の増加が大きい(前年比30.8%増)。

○令和元年度の「いじめの解消率」は76.4%である。

3 いじめの発見のきっかけ 埼玉県（国公立）

（単位：件）

区 分	27年度		28年度		29年度		30年度		R元年度		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
学校の教職員等が発見	2,478	52.1%	4,839	52.3%	7,425	57.5%	10,860	58.4%	14,913	64.1%	
内 訳	学級担任が発見	891	18.7%	1,429	15.4%	1,997	15.5%	2,410	13.0%	2,158	9.3%
	学級担任以外の教職員が発見（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く）	155	3.3%	193	2.1%	265	2.1%	328	1.8%	341	1.5%
	養護教諭が発見	29	0.6%	27	0.3%	41	0.3%	78	0.4%	53	0.2%
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	11	0.2%	24	0.3%	17	0.1%	35	0.2%	33	0.1%
	アンケート調査など学校の取組により発見	1,392	29.3%	3,166	34.2%	5,105	39.5%	8,009	43.0%	12,328	53.0%
学校の教職員以外からの情報により発見	2,276	47.9%	4,419	47.7%	5,499	42.5%	7,744	41.6%	8,348	35.9%	
内 訳	本人からの訴え	996	21.0%	2,315	25.0%	3,064	23.7%	4,128	22.2%	4,569	19.6%
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	986	20.7%	1,486	16.1%	1,780	13.8%	2,656	14.3%	2,795	12.0%
	児童生徒（本人を除く）からの情報	168	3.5%	390	4.2%	385	3.0%	597	3.2%	672	2.9%
	保護者（本人の保護者を除く）からの情報	98	2.1%	174	1.9%	223	1.7%	305	1.6%	255	1.1%
	地域の住民からの情報	11	0.2%	15	0.2%	11	0.1%	25	0.1%	19	0.1%
	学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	14	0.3%	24	0.3%	28	0.2%	27	0.1%	24	0.1%
	その他（匿名による投書など）	3	0.1%	15	0.2%	8	0.1%	6	0.0%	14	0.1%
計	4,754	100%	9,258	100%	12,924	100%	18,604	100%	23,261	100%	

アンケート調査実施状況 埼玉県（国公立）

	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
実施学校数（校）	1,498	1,499	1,510	1,511	1,504
実施率（埼玉県）	97.5%	97.7%	98.4%	98.7%	98.1%
実施率（全国）	97.7%	97.7%	98.0%	98.2%	98.2%

○「学校の教職員等が発見」の割合が年々高まっている。その中でも、「アンケート調査など学校の取組により発見」の割合が年々高まっている。

○「学校の教職員以外からの情報による発見」では、「本人からの訴え」が最も多く、次いで、「保護者からの訴え」となっている。

4 いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法

いじめを認知した学校

埼玉県(国公立)

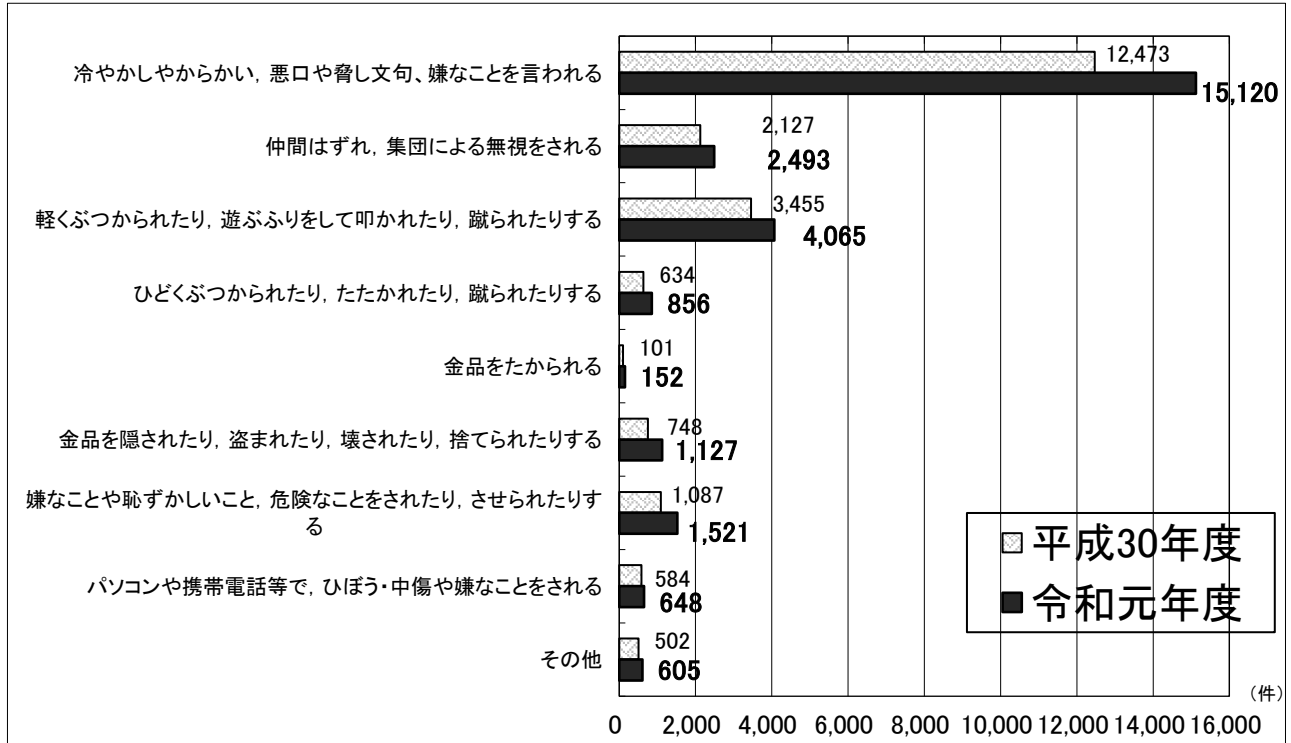
区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
アンケートの実施		761	418	120	9	1308
実施頻度	年1回	17	5	33	7	62
	年2～3回	329	184	83	2	598
	年4回以上	415	229	4	0	648
調査方法	記名式	682	374	74	4	1134
	無記名式	69	55	33	4	161
	選択式	33	19	20	1	73
回答方法	学校で記入	736	383	75	2	1196
	持ち帰って記入	47	62	51	7	167
個別面談の実施		635	402	84	8	1129
日常的に行われている日記等		261	409	8	4	682
家庭訪問		456	304	18	4	782
その他		49	23	2	0	74

いじめを認知していない学校

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
アンケートの実施		51	25	93	26	195
実施頻度	年1回	1	4	38	18	61
	年2～3回	31	19	51	8	109
	年4回以上	19	2	4	0	25
調査方法	記名式	46	18	52	10	126
	無記名式	3	5	31	9	48
	選択式	4	3	16	6	29
回答方法	学校で記入	51	20	55	8	134
	持ち帰って記入	2	5	34	18	59
個別面談の実施		35	24	72	19	150
日常的に行われている日記等		16	22	7	7	52
家庭訪問		28	13	13	8	62
その他		3	1	4	2	10

○「いじめを認知した学校」では、「いじめを認知していない学校」に比べ、アンケート実施回数が多く、個別面談や家庭訪問も多くの学校で行われるなど、より丁寧な対応が取られている。

5 いじめの態様 埼玉県（国公立） *複数回答可



構成比 埼玉県（国公立）

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		合計	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	66.3%	63.1%	70.2%	74.6%	63.0%	57.8%	58.1%	54.8%	67.0%	65.0%
仲間はずれ、集団による無視をされる	11.4%	10.6%	11.5%	11.1%	13.4%	15.6%	6.5%	0.0%	11.4%	10.7%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	21.3%	19.4%	9.0%	8.8%	9.6%	10.9%	9.7%	25.8%	18.6%	17.5%
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする	3.6%	4.0%	2.3%	2.0%	8.7%	3.9%	12.9%	0.0%	3.4%	3.7%
金品をたかられる	0.4%	0.6%	0.9%	0.8%	3.0%	3.6%	0.0%	3.2%	0.5%	0.7%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	4.1%	5.0%	3.8%	4.0%	3.0%	5.3%	0.0%	9.7%	4.0%	4.8%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	6.3%	6.6%	3.8%	5.7%	9.0%	9.5%	3.2%	9.7%	5.8%	6.5%
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる	1.0%	1.2%	9.8%	8.9%	19.1%	18.2%	29.0%	16.1%	3.1%	2.8%
その他	2.8%	2.8%	2.6%	1.7%	0.6%	3.4%	0.0%	3.2%	2.7%	2.6%

○どの校種でも、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多い。

○高等学校では、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」が2番目に多い。

6 いじめの重大事態の発生件数 埼玉県（国公立）

	年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数（校）	R元年度	10	21	13	0	44
	30年度	6	8	11	0	25
重大事態発生件数（件）	R元年度	11	22	15	0	48
	30年度	6	8	11	0	25
うち、第1号	R元年度	7	8	11	0	26
	30年度	2	3	7	0	12
うち、第2号	R元年度	6	16	7	0	29
	30年度	4	5	8	0	17
第1号：「いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」 第2号：「いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」 ※1件の重大事態が、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号及び同項第2号の両方に該当す						

○重大事態の発生件数が大きく増加している。校種別では、中学校での件数の伸びが大きい。